

行財政政策

1. 行財政改革と行政サービスの両立

1. 行政改革について

- (1) 簡素で効率的な行政システムづくりを推進すると共に、住民の利便性や透明度を高めた情報提供により住民サービスの向上に努めること。
- (2) 審議会・協議会等については、設置のあり方について全面的な見直しを行い、必要最小限にとどめること。また、審議会委員の選任に当たっては、公募による委員の選任や勤労者代表の委員を選任すること。
- (3) 審議会の議事録については、速報版（将来的に修正も可）の発表など、県民・市民が早期に内容を把握できるよう工夫すること。
- (4) 内部での不適切な経理問題を生じさせないよう、内部監査体制の充実、関係業界との公正な取り引き、第三者監視体制の強化、を強力に推進すること。

2. 財政改革について

- (1) 自治体予算の編成にあたっては、必要な分野への重点配分や必要度の薄らいだ事業の削減について徹底すること。
- (2) 財政計画については、住民によりわかりやすく広報すること。また、地方債の発行抑制については引き続き進めること。
- (3) 各自治体の歳出について、住民ニーズに沿ったものとなるよう、必要性の乏しいサービス・事業の整理、効率的な執行に努めるとともに、中長期の財政計画を策定すること。

3. 行政運営について

- (1) 各種の行政手続きに関して、利用者・市民の立場に立った手続きの簡素化を図り、許認可期間の短縮に努めるなど、制度の見直しなどを積極的に進めること。
- (2) 事業の企画にあたって、市民参加委員会の設置など市民意見聴取の場などを設置し、市民参加が拡大できる手法を進めること。特に、企画段階で、どの時点でパブリックコメントを実施するかなど事前に進行計画を明示すること。

4. 公共的施設における受動喫煙防止について

- (1) 「公共的施設における受動喫煙防止条例」の趣旨について、県民・事業者に対しての周知・啓発を強化すること。あわせて、喫煙者へのマナー遵守教育を行うとともに、公共的空間における喫煙所の整備を行うこと。
- (2) 県外からの来県者に対しても、条例の趣旨から喫煙所の案内に至るまで、分かりやすく実施すること。
- (3) 現在除外されている事業所内受動喫煙の対策を検討すること。

5. 公契約条例の制定促進について

民間企業への委託事業や工事の入札・契約において、極端な人件費の削減や不安定雇用を排除し、地域における適正な賃金水準、労働条件の確保等を盛り込んだ「公契約条例」を策定し、公契約の下で働く人の雇用確保、よりよい公共事業・公共サービスを実現すること。

- (1) 現在条例化を検討している自治体については、その成立に向けたプログラムを明らかにすること。
- (2) 公契約条例が制定された自治体については、条例の主旨に沿い、適正に契約を履行すること。

6. 行政サービスについて

- (1) ICT化可能な行政サービスについては、積極的に推進すること。

- (2) 議会や審議会を含めた情報公開、また災害やイベントなど必要な情報がリアルタイムで入手できるような体制を検討すること。
 - (3) デジタル・ディバイドも考慮し、自宅あるいは窓口でもより簡単に、行政サービスを受けられるような体制について、短期的・中長期的ビジョンを策定すること。
 - (4) 出張所等や主要駅構内への行政サービスコーナーの設置をはじめ、民間を含めた機関への委託のあり方などを検討すること。
 - (5) 県民・市民協働の行政サービスを提供するためにも、各自治体においては、町会・自治会等の地域コミュニティを重視した施策を展開すること。
 - (6) 窓口サービスの充実や土日対応など、県民・市民が利用しやすい施策を検討すること。
7. 行政の情報公開について
- (1) 情報公開にあたっては、意思形成過程の文書公開など対象の更なる拡大を行い、不開示情報は最小限にとどめること。
 - (2) 行政の各種審議会をはじめ、会議公開を積極的に、かつ速やかに行うこと。
8. 評価システムの確立について
- 行政の執行にあたってその施策が目的にかなっているか、県民・市民のためになっているかを的確に評価し、施策の展開に生かしていくための評価システムを確立すること。また、評価システムの基準とその結果をわかりやすく公表すること。
9. 行政監査の運用について
- 外部監査からの報告を積極的に活用した行政サービスを行うこと。
10. 公共サービス基本法に沿って「受益者の権利と公共サービスの社会的意義確立」のための条例制定に着手すること。
11. 県と政令市のあり方についての議論は、二層制のメリットデメリットを精査しながら、特に県民全体の参加と合意形成により進めること。
12. 指定管理者制度については、制度導入後の施設等において不安定雇用が顕在化し住民サービスの低下が懸念されており、同制度の抜本的な見直しおよび適正な運用を実現すること。
13. 役所機能の喪失を伴うような自然災害に対しても、住民票をはじめとして行政が保有するデータの完全・速やかな復元ができるよう、バックアップ方法を強化すること。
14. 地域単位での減災・相互扶助力強化のために、地域コミュニティやネットワーク機能の強化に資する新たな行動計画を策定すること。

2. 税制改革を踏まえた地方主権の推進

1. 地方主権の拡大と自治体の財政基盤の強化を図るため、第一義的に国税と地方税の体系・配分の見直しを行うよう、都道府県が連携して政府に働きかけること。
2. 地方分権の一層の推進にあたっては、地方主権を基本とする高度な福祉型分権社会をめざし、社会システムを確立するため、以下の事項について留意すること。
 - (1) 県から市町村への権限移譲を引き続き進めること。財政措置については市町村の実情を踏まえた措置を図ること。
 - (2) 市町村合併にあたっては、自己決定・自己責任の原則を徹底し、自主的な住民合意に基づいたものとなるよう進めること。
3. 国税と地方税の体系・配分の見直しを行うよう国に積極的に働きかけ、自治体の自主財源の拡大、課税自主権の確立を通して、自治体の財政基盤の強化を図ること。そのため、以下の措置をとるよう国に強く要請すること。
 - (1) 補助金や地方交付税の改革、国と地方の役割分担を明確にして、国税と地方税のとの配分の見直し・財源移譲を一体的に行うよう国に働きかけること。
 - (2) 地方交付税については、的確な財政需要を反映した簡素・透明な算定となるよう基準指標の見直しを図ると共に、市町村の意見が反映できる仕組みとすること。
 - (3) 国庫補助金については、真に必要なものに限定するなど抜本的な整理統合を進め、一般財源化を進めると共に、地方の自主性・自立性に基づき見直しを行うこと。
4. 税財源対策等、県民市民に負担を求める制度の検討にあたっては以下の事項に配慮すること。
 - (1) 法定外目的税や外形標準課税の検討にあたっては、税制は、民主主義の根幹であり、慎重を期して対応すること。検討にあたっては、単に地方単位で実施するのではなく、全国的な立場で検討を行い、関係者の理解の上に立って対応すること。
 - (2) 新たな税制の検討にあたっては、県民（市民）に「わかりやすく、公平に」を基本に、過程を含めて、検討状況が明確となるよう進めること。
5. 自動車関係諸税など特定分野に偏重した負担を形成している税制について抜本的な軽減・簡素化を求めていくこと。
6. 消費税率の引き上げに際しては、単一税率の維持を前提とした低所得者対策を実施するよう求めていくこと。
7. マイナンバー利用開始を見据え、各自治体の税務行政体制の整備や、人材の養成、個人情報保護の整備を行うこと。また、県民・市民への理解促進に向けた取り組みを推進すること。

3. 公務員の労働条件や労働環境

1. 地方公務員の自律的労使関係を確立するため、民主的で透明・公正な公務員制度改革を実現し、労働基本権の回復を図ることを国に求めること。
2. 地方公共団体は、新たな民間的経営手法、政策評価システムの導入、NPOとの連携、PFIによる経営手段が求められているが、一方で、公共が揺らぐおそれがある。公務に従事している職員とのコミュニケーションが非常に重要となることから、地公法55条3項による管理運営事項に係る勤務条件等については、交渉と併せ「労使間で協議する場」を設置し、労使での話し合う機会を拡大すること。
3. 公正、中立、透明かつ民主的な公務員制度改革を行うこと。第三セクター等については、事業内容・財務情報・債務状況等についての情報を公開すること。また、組織形態の変更にあたっては、その場所で働くプロパー社員や非正規従業員の雇用の確保を行うこと。

4. 公務員の人事管理は、公明・透明な基準により職務・職制で処遇するものとし、処遇基準の設定に当たっては労働組合の参加の中で定め、昇進・配置を行う必要がある。従って、公平・公正性、透明性、納得性、客観性のある基準を定めて評価するものとし、苦情処理制度を設置するなど検討を行うこと。
5. 効果的・効率的行政の運営を図るため、次の措置を講じること。
 - (1) 公務能率を推進するため、市民・職員参加による「行政運営推進委員会」を設置し検討を行うこと。
 - (2) 人材を育成する観点から、民間人の登用、職員の部外研修等を推進すること。
 - (3) 福祉・医療関係等の専門職を育成すること。
6. 消防職員に団結権を付与するとともに、県は「消防職員委員会」の民主的運営を図ること。また、労働基準法の遵守、安全衛生委員会の機能強化など市町村への指導を強めること。
7. 公共サービス基本法の理念に照らし、パート労働法の適用外となっている公務の非正規職員について、賃金・労働条件の抜本的処遇改善に努めること。
 - (1) 恒常的職務に従事させる職員については、正規職員への転換措置をはかること。
 - (2) 一時金等の手当が支給可能となるよう地方自治法の改正を国に働きかけること。

4. 市民に開かれた政治や議会改革

1. 県・各自治体の選挙管理委員会は、投票機会を拡大するため、投票時間、手続き、障がい者への対応、投票所周知などにより、投票率の向上を図ること。また、電子投票先進国の例も検証しながら将来的なインターネット投票を含む検討を進めるよう国に働きかけること。
2. 世代間における高齢者比率の増加により、未来を担う若者の意見反映がさらに困難になっている。選挙権の年齢を18歳以上への引き下げの公職選挙法の改正・施行にあたっては、県民・市民への理解活動を促進すること。また、被選挙権についても18歳以上とするよう、国に働きかけること。
3. 県民・市民に開かれた議会とするため次の措置を行うこと。
 - (1) 議会における建議・運営・審議状況については、事前に県民・市民にわかるよう公開できる体制を確立すること。
 - (2) 審議状況については、委員会審議を含めて公開することを原則にし、議事録についても即日開示できるシステムを構築すること。
 - (3) 議会基本条例については、県民・市民の思いを反映するよう運用すること。
 - (4) 住民参加の重要な機会である委員会等の傍聴に関して、受付時刻も含め、現行のルールの見直しを行い、より開かれたものとする。
4. 地方分権に伴う条例制定権確立に向けて、議会局を質・量ともに充実すると共に政策スタッフを充実・強化し、議員提案の環境整備と、その結果を県民・市民に周知すること。
5. 地方議会において勤労者が議員を兼務できる環境を整備すること。あわせて、議会開催は勤労者・女性・学生が広く傍聴できる環境を整えるため、夜間休日開催など多様な形態を検討すること。